

第 1 1 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 5 月 1 0 日

第 1 1 回農業委員会（総会）

令和 6 年 5 月 1 0 日
午 後 1 時 3 0 分 から
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 1 3 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）… 1 件
- 第 3 報告第 1 4 号
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出の報告について（報告）… 1 件
- 第 4 報告第 1 5 号
農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出について… 1 件
- 第 5 議 第 2 2 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3 件
- 第 6 議 第 2 3 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2 件
- 第 7 議 第 2 4 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3 件
- 第 8 議 第 2 5 号
草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 2 番	木下 弥生
1 4 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

1 3 番	奥村 次一
-------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

農林水産課

主査	古田 実耶
----	-------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第11回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、13番 奥村次一委員が欠席されておりますが、出席委員14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明は、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしく願いいたします。

会長 みなさまこんにちは。農繁期の大変お忙しい中、総会にご出席をいただきましてありがとうございます。1月から雨が多く土壌が乾きにくかったかと思います。農作業をするにあたり、適した環境の日が少なかったのも、みなさんご苦労されたのではないかと思います。田植えの前くらいから、天候も安定しまして、やりやすくなってきたと思っておるところでございます。ゴールデンウィークも終わりました、田植えや夏野菜の植え付けなど忙しい時期になりましたので、みなさま体調にはくれぐれもお気を付けください。

会長 ただいまから、第11回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、お願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番 中島春樹委員、議席番号11番 中島健一委員、以上の兩人を指名いたしま

す。

会長

次に、日程第2報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページ、3ページです。

番号1番は、矢橋町で不動産業を営む借受人が、本転用の届け出をされるまでの間、分譲住宅の開発に伴う用水管の移設を行うため、貸渡人が所有する矢橋町地先の畑4筆1,325㎡、同じく地目畑、現況雑種地3筆1,133㎡、地目田、現況雑種地1筆204㎡、計8筆2,662㎡を使用貸借にて借り受け、一時転用されようとするものです。

届出地は、用水管移設のために掘削を行い、移設後復旧を行います。

本来、用水管の移設等の付帯工事については、本転用の届け出受理後に行うのであれば、特段の手続きを要しませんが、今回、開発許可を得るまでには時間がかかること、また、田植えの時期が迫っていることから、移設工事を先行して行う必要があることから、一時転用の届け出をされたものであります。

よって、開発行為までの一連の流れにある、用水管移設という整理業務であるため、当事者間の話し合いにおいて、賃貸借とはされず、使用貸借での届出となっております。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は、3月25日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第13号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第14号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第14号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、1件です。議案書の4ページをご覧ください

番号1番は、後ほど説明させていただきます議第23号、番号1番の関連案件です。山寺町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する山寺町地先の田1筆1,018㎡に対して、農地法第3条の賃貸借の権利設定をしておりますが、賃貸人が農地の売却をされるにあたり合意解約されたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第14号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第15号「農地法第43条第1項の規定による届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第15号農地法第43条第1項の規定による届出について説明させていただきます。この届出は、農地法の改正により、一定の基準を満たしたものは、農業委員会へ届け出を行うことで、底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウスなど農作物栽培高度化施設（専ら農作物の栽培の用に供する施設であって農作物の栽培の効率化または高度化を図るためのもの）の設置

が可能になりました。

一定の基準とは、専ら農作物の栽培の用に供されるものと判断された場合は、農地とみなされ、農地転用には該当しないとされるものです。

具体的な基準ですが、専ら農作物の栽培の用に供する施設であること。該当する施設の棟高は8メートル、軒高は6メートルを上限とする。

また、平屋構造に限る。屋根や壁面を透過性のないもので覆う施設の場合については、周辺農地に2時間以上日影が生じないこと。施設からの排水について、放流水の管理者から同意を得ること。本制度の対象であることを示す標識を設置することとなっております。

今月の届出は、1件です。議案書は、5ページをご覧ください。

番号1番は、届出人が、自身が所有する矢橋町地先の田16筆10,992㎡、畑1筆9.91㎡、計11,001.91㎡にイチゴの栽培施設として土間コンクリート張りのビニールハウス16棟を建設するものとして届け出があったものです。

届出人は、市内にあります企業が新規に農業分野に参入するために設立された法人であり、申請地についても、令和4年11月、農地法第3条により農地を取得され、その後、令和5年7月、田から畑への変更をなされるなど、順次、手続きをされております。

今般、底面を全面コンクリート張りにしたビニールハウスの建設を計画され、これは、「農作物栽培高度化施設」に該当するため、本届出を提出されたものであります。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は、3月13日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第15号を終わります。

会長

次に、日程第5議第22号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

議第22号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、3件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原二丁目地先の登記地目田、現況畑の1筆284㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人の関係は、親子であり、引き続き野菜を栽培される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の田1筆1,026㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、高齢により農地の耕作ができなくなり、譲受人に相談したところ、営農規模拡大の意向があり、売買の話がまとまったため本申請をなされました。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、志那町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、志那町の畑1筆151㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請地については、譲渡人の所有する宅地の一部を畑として使用してきた農地ではありますが、宅地の一部を分筆し、不動産業者に売却することになった際に、引き続き畑として維持管理していくことが困難となったところ、近隣にお住いの譲受人から、畑として引き継ぎたいとの申し出があり、贈与の話がまとまり本申請をなされました。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請3件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番
今井

1番の案件につきまして説明させていただきます。親子関係での贈与ということで、引き続き農業もしていかれるとのことでございます。3月27日に現地確認を行いました。周辺農地等に影響もございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番
田中

事務局から説明がありましたとおりでございます。特に問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号3番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員をお願いします。

10番 3番の案件について説明させていただきます。事務局から説明がありましたとおりでございます。4月8日一浦推進委員さんと現地確認をいたしました。問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第22号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第22号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第23号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、8ページです。

番号1番は、守山市に住所を有する申請人が、自身が所有する山寺町地先の地目畑、現況雑種地2筆177㎡、地目畑、現況宅地2筆284㎡計4筆461㎡をマンション敷地の一部および山林として、転用されようとするものです。

申請地のうち474番1、および476番1は、隣接地に平成7年頃に建

設されているマンションの敷地の一部として利用されております。また、残りの2筆は、山林の一部となっております。

今回、現所有者が相続財産の整理をされるにあたり調査をされたところ、当該地について、転用許可を受けていないことが判明したため、経過書を添付のうえ本申請がなされました。

すでに宅地および山林となっていることから、造成工事等はありません。

また、隣接地は、山林・宅地・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

番号2番は、自己用駐車場として、申請人が所有する下笠町地先の地目畑現況雑種地1筆126㎡を転用されようとするものです。

申請地は、自治会のゴミ集積庫用地として長年利用されておりましたが、今回、自己用の駐車場として利用するにあたり、調査をされたところ、農地転用の手続きを失念していたことが判明したため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、造成工事等はありません。

雨水排水は、自然勾配で、西側水路へ放流されます。

隣接地は、畑および道路、水路、雑種地、であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に松原中学校および山田小学校があることから、第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

以上、2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1 番
奥村

4月11日、辻推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局から説明がありましたとおりでございます。周辺に農地はございませんので、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8 番
田中

事務局からの説明のとおりでございます。顛末案件でございます。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第24号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、9ページです。

番号1番は、南笠東三丁目に事務所を有する土木・建設事業者である譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する山寺町地先の田2筆1, 670㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、市内を中心に手広く土木、建設業を行う事業者で、現在使用中の資材置き場が手狭になってきたため、今回、申請地を適地として申請をされたものであります。

盛り土を行う土砂の流出を防ぐため、車両の出入りを行う西側以外の隣地との境界にはL型擁壁の設置を行い、また、車両の出入りを行う西側は、道路高まで約30cmの盛り土を行います。

雨水排水は、勾配を付け、西側道路側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、田・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、大津市瀬田三丁目に住所を有する夫婦2名の借り人が、自己用戸建住宅の建築を目的として、貸し人が所有する南山田町地先の地目田、現況畑2筆計464.88㎡を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

貸し人と借り人の関係は、親子でございます。

借り人は、現在、大津市の賃貸アパートにお住まいですが、昨年の秋に子どもが生まれ、手狭になることから、実家に隣接する申請地に住宅を建築されようとするものです。

隣地との境界は、北側にはコンクリートブロック、南側には擁壁が既に設置されており、また、東側水路との境界には、L型擁壁を新たに設置され、道路高に合わせ、盛り土、および一部切土を行われます。

雨水排水については、申請地内東側に会所枿を設け、東側水路に放流する計画となっております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、相当数の街区を形成している区域にあることから、第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、ローン証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、市内で不動産業を営む事業者である譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する下物町地先の地目田、現況雑種地1筆753㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、平成28年頃から、隣接地2筆と一体で駐車場として利用されています。

隣接地2筆については、令和5年3月に顛末案件として転用許可済みですが、当該地については、当時所有者の体調不良により手続きを行うことができず、今回、顛末書を添付のうえ、本申請がなされたものであります。

今後は、隣接する店舗の駐車場として一体利用される計画であります。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業所、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある、10ha未満の農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果なびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番
奥村

4月11日、辻推進委員さんと現地確認をいたしました。内容は事務局からの説明のとおりでございます。長期間耕作放棄地になっておりましたところでございます。転用目的は、露天資材置場ですけれども転用まで日数がかかりますので、その前に雑草の刈取りをしていただけるということでございました。隣地承諾も取れておりますことから、問題はないと判断いたしました。

た。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号6番 私、中瀬康夫が補足説明をいたします。

6番
中瀬 2番の案件につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。4月16日午前中に山岡推進委員さんと現地確認をいたしました。問題ありません。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員お願いします。

9番
田中 3番の案件につきましては、4月11日片岡推進委員さんと現地確認を行いました。顛末案件でございます。事務局からの説明のとおりでございます。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」、番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）

につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明をお願いします。

農林水産課 農林水産課古田でございます。よろしくお願いいたします。

議第25号草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）について申請内容について説明させていただきます。この変更内容は、用途変更となっております。用途変更の説明をさせていただきますと、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地と呼ばれる区域の除外とは異なりまして、青地のままで目的を田から農業用倉庫等建てるための、農業用施設用地へ変更するといったいわゆる軽微変更と呼ばれるものでございます。

それではお配りしております、草津農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）をご覧ください。今回軽微変更いたします土地は2件ございます。まず、1件目の所在は、志那中町■■■■番■■■■でございます。現況は田でございます。変更面積は、499.74㎡のうち499.74㎡でございます。申請者は、常盤学区内を中心に農業を専業とされておられます。事業拡大に伴いまして、自身専用の作業場を確保する必要があることから、当該地を農業用施設用地として用途区分の変更を行うものであります。

続きまして2件目の所在は、北山田町■■■■番■■■■でございます。現況は田でございます。変更面積は、1,186㎡のうち1,186㎡でございます。申請者は、北山田町内に農業用機械・乾燥施設を保有しておりますが、機械の進出入にかかり道路が狭く、近接住民の生活に支障を来しているため、代替地に農業用倉庫を建設する必要があることから、当該地を農業用施設用地として用途区分の変更を行うものであります。以上、簡単ではございますが、草津農業振興地域整備計画の変更について説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて」、の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時45分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年5月10日

会 長 中瀬 康夫

署名委員 中島 春樹

署名委員 中島 健一